

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	居宅介護支援事業所 長野赤十字病院	種別	居宅介護支援事業所
代表者	和田 秀一	管理者	山田 和美
所在地	長野市若里 5丁目22番-1	電話番号	226-2362

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する事業	4
② 優先する業務	5
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	6
① 研修・訓練の実施	6
② BCPの検証・見直し	6
2. 平常時の対応	7
(1) 建物・設備の安全対策	7
① 人が常駐する場所の耐震措置	7
② 設備の耐震措置	7
③ 水害対策	8
(2) 電気が止まった場合の対策	8
(3) ガスが止まった場合の対策	9
(4) 水道が止まった場合の対策	9
① 飲料水	9
② 生活用水	9
(5) 通信が麻痺した場合の対策	10
(6) システムが停止した場合の対策	10
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	11
① トイレ対策	11
② 汚物対策	11
(8) 必要品の備蓄	12
(9) 資金手当て	13
3. 緊急時の対応	14
(1) BCP発動基準	14
(2) 行動基準	14
(3) 対応体制	16
(4) 対応拠点	17
(5) 安否確認	17
① 利用者の安否確認	17

② 職員の安否確認.....	17
(6) 職員の参集基準.....	18
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	19
(8) 重要業務の継続.....	19
(9) 職員の管理.....	20
① 休憩・宿泊場所.....	20
② 勤務シフト.....	20
(10) 復旧対応.....	21
① 破損個所の確認.....	21
② 業者連絡先一覧の整備.....	21
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	21
4. 他施設との連携.....	22
(1) 連携体制の構築.....	22
① 連携先との協議.....	22
② 連携協定書の締結.....	22
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	23
(2) 連携対応.....	23
① 事前準備.....	23
② 入所者・利用者情報の整理.....	24
③ 共同訓練.....	24
5. 地域との連携.....	25
(1) 被災時の職員の派遣.....	25
(2) 福祉避難所の運営.....	25
① 福祉避難所の指定.....	25
② 福祉避難所開設の事前準備.....	26
6. 通所サービス固有事項.....	27
7. 訪問サービス固有事項.....	28
8. 居宅介護支援サービス固有事項.....	29

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

長野県の基幹災害拠点病院としてまた地域の災害拠点病院としての使命を果たす。
災害や事故を受けた場合においても、業務が可能な限り維持出来るように、平時から施設設備及び運営体制の強化を図る。災害時には利用者や職員の安否確認を行うと共に重要な業務を中断させないよう行動し、万一業務の中断を余儀なくされた場合においても、使用可能な資源を活用し、最低限度のサービス提供を維持するとともに、許容される期間内に重要な業務を再開させるよう取り組む。

*法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
本部長	院長	和田 秀一	・情報収集 災害規模・病院被害 の把握 ・災害レベルの決定 ・患者及び職員の避難要否決定 ・行なう災害医療 の確定 ・マンパワーの確保
副本部長	副院長	小林 光	
副本部長	副院長	出口 正男	
副本部長	副院長	小山 茂	
本部員	看護部長	長田 ゆき江	
本部員	事務部長	小山 靖	
本部員	救命救急センター長	岩下 具美	
本部員	第一救急部長	(兼) 岩下 具美	
本部員	災害対策参事	小林 克弘	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

ハザードマップ別紙参照

②被災想定

H 2 9 長野市地域防災計画より抜粋

1、地震の被害想定

1 8 4 7 年の善行寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯に加え、糸魚川―静岡構造断層帯の発生を想定し、人的・物的な被害を予測した。

想定される被害

地震による被害想定（冬の18：00発生の場合）

想定項目			長野盆地西縁断層帯の地震		糸魚川―静岡構造断層帯の地震	
			被害数	被害率	被害数	被害率
人的被害	死者		1,910人	0.5%	770人	0.2%
	負傷者		10,850人	2.8%	4,240人	1.1%
	重傷者		5,710人	1.5%	2,250人	0.6%
	自力脱出困難者		6,300人	1.6%	1,000人	0.3%
生活支障等	避難者	1日後	71,800人	18.7%	31,140人	8.1%
		2日後	134,410人	35.0%	62,400人	16.3%
		1週間後	116,660人	30.4%	48,970人	12.8%
		1ヵ月後	111,310人	29.0%	41,630人	10.9%
	災害廃棄物		3,319,820t	—	1,411,480t	—
	孤立集落		258集落	—	249集落	—
建物被害	全壊棟数		29,240棟	13.9%	13,200棟	6.3%
	半壊棟数		32,730棟	15.6%	14,810棟	7.0%
	焼失棟数		6,050棟	2.9%	2,030棟	1.0%
ライフライン・交通施設	上水道	断水人口	369,290人	98%	305,980人	81%
	下水道	機能支障人口	347,140人	97%	289,580人	81%
	都市ガス	直後供給停止戸数	30,230戸	63%	0戸	0%
	電力	直後供給停止軒数	179,270軒	93%	138,980軒	72%
	固定電話	直後不通回線数	86,710回線	93%	67,220回線	72%
	緊急輸送路	被災箇所数	31箇所	—	32箇所	—
	鉄道施設	被災箇所数	129箇所	—	85箇所	—

※建物被害数には火災による焼失被害と重複する棟数も含む

※被害数は四捨五入しているため合計値が合わない場合がある。

※重傷者は負傷者の内数である。負傷者とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者

※地震の発生時期は夏の12：00、冬の18：00、冬の深夜の3ケースを想定しており、建物被害が最大となるケースは長野盆地西縁断層帯の地震が冬の深夜に発生した場合で死者数は1,980人となる。

2、その他想定される被害

水害

長野市及び周辺地域では幾度となく台風及び前線等による豪雨災害が発生している。

特に昭和50年代以降の長野市で広範囲に浸水被害が発生した水害では

(ア)連続日降水量が100mmを超える

(イ)日降水量が50mmを超える

(ウ)千曲川上流の杭瀬下(千曲市)生田(上田市)における流量が平均1,000mm/秒を超える

この3つの条件が重なっている点が注目される。また、最近では1時間に50mm以上という極めて短い時間の局所的な大雨の発生頻度が増加傾向にある。

土砂災害(地すべり・崖崩れ・土石流など)

西部山地と河東山地をひかえているため、過去にもしばしば土砂災害が発生している。土砂災害の発生は水害と同様に台風などによる豪雨時に集中している。

その他

市街地火災・雪害・ため池決壊による災害・事故災害・林野火災などによる被害が想定される。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

<記入フォーム例>

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機 →	→	復旧	→	→	→	→	→	→
電力	発電機	→	→						
E V									
飲料水	→	→	→						
生活用水	井水	が不	能に	なら	ない	限り	可能		
ガス									
携帯電話									
メール									
食料	→	→	→						
医薬品	→	→	→						

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携して決めておく。

＜優先する事業＞

- (1) 訪問看護
- (2) 訪問介護
- (3) デイサービス
- (4) ショートステイ

＜当座停止する事業＞

- (1)
- (2)
- (3)

② 優先する業務 ← 居宅介護支援事業所のため無し。

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

(記入フォーム例)

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	人	人	人	人
排泄介助	人	人	人	人
食事介助	人	人	人	人
．．．．	人	人	人	人
．．．．	人	人	人	人

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。
年1回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修及び訓練を実施する。

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（●●委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

業務継続計画（BCP）は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に災害対策総括委員会で協議し見直しを行う。
見直した業務継続計画（BCP）は、院長の決済を経て、職員に周知する。
災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見をきくこととし、その内容を災害対策総括委員会の議論に反映する。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

全ての建物が耐震構造

② 設備の耐震措置

敷地面積	25,124 m ²	
建築面積	48,955 m ²	
駐車場	第1・2・3駐車場 計688台駐車可能	
ヘリポート	敷地内“飛行場外離着陸場”保有	
耐震の状況	全ての建物が耐震構造	
自家発電機	燃料備蓄3日分（通常時の7割程度供給可能）	
受水槽	一日分（井水通常使用）	
備蓄の状況	食料：患者食3日分 飲料水：3日分（ペットボトル） 医療品：3日分 医療用ガス：CEタンクには10日分以上の酸素が確保されている。CEタンク・中央配管が被災した場所を考慮して約1日分のバップアップポンプを確保している。	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	年 1 階は点検を実施	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか		
暴風による危険性の確認	災害訓練の際に点検する	
外壁の留め金具に錆や緩みはないか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：パソコン、テレビ、インターネットなど	非常用発電機：1000 k w（連続運転時間 72 時間 本館屋上設置） * 1 赤コンセントと新設された B 系統（茶コンセント）
照明器具、冷暖房器具	

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

- ・職員（2名）×2リットル×3日分の飲料水（1人6リットル）を確保しておき、保存期間に留意する。
- ・2リットルペットボトル6本（3日分×2人分）

*備蓄の場合は、備蓄の基準（2リットルペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

受水槽1日分、井戸水も使用可能。

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

固定電話（内線（外線も使用可）外線直通）	2台
転送用携帯電話	1台
アイパッド	2台
パソコンデスクトップ	3台（1台はネット視聴・メール可能）
ノートパソコン	1台（ネット環境使用可能だが、請求時のみ使用）
職員個人の携帯	各1台（メール・LINEも可能）

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・利用者ファイル・緊急連絡先等いざという時に持ち出す。・データ類の損失に備えて、ケアマネジメント支援システムはHDDに毎日最新データを自動的にバックアップしている。 |
|---|

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

【職員】

- ・職員用の簡易トイレ（仮設トイレ）、生理用品を備蓄しておく。
- ・電気・水道が止まった場合は速やかに簡易トイレ（仮設トイレ）を所定の箇所に設置する。
- ・汚物には、消臭固化剤を使用する（燃えるごみとして処理が可能なもの）

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

各時で飲料・食料を3日分準備する。

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
災害用カレー				
災害用ごはん				
乾パン				
魚の缶詰				
お菓子				
飲料水（お茶）				

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
応急手当セット				
ウェットティッシュ				
生理用ナプキン				
消毒液				
使い捨てマスク				
タオル				

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ポリ袋			
食品用ラップ			
布ガムテープ			
懐中電灯・電池			
使い捨てカイロ			

ブルーシート			

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

* 地震保険の保険契約については地域によって制限がある

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

長野市周辺で5強以上、長野県内で6弱以上、近接県で6強以上の地震発生時及びそれに準ずる災害等発生時等に災害対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

大雨・台風により犀川の越水注意報が確認された時

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

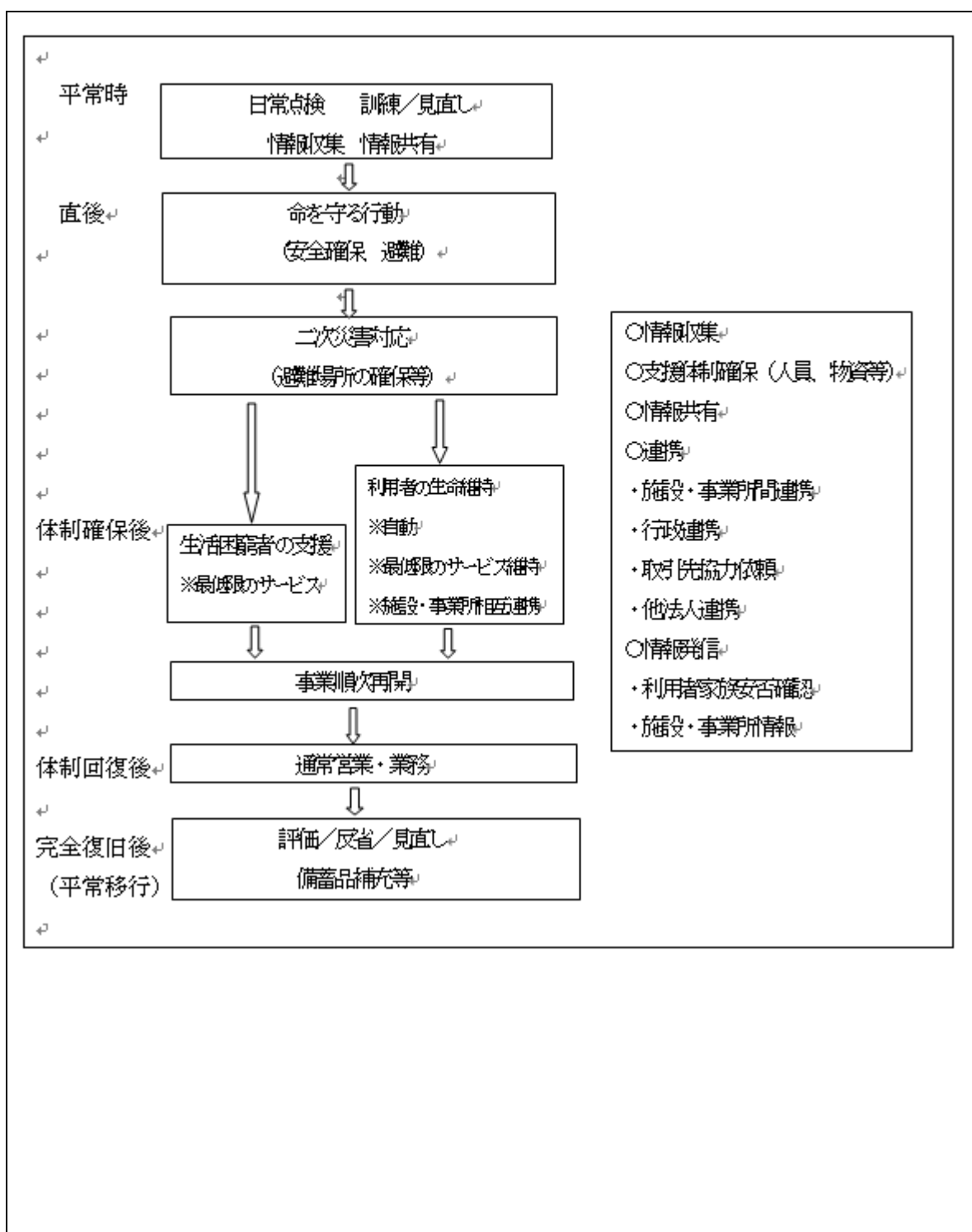
管理者	代替者①	代替者②
院長	副院長	

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

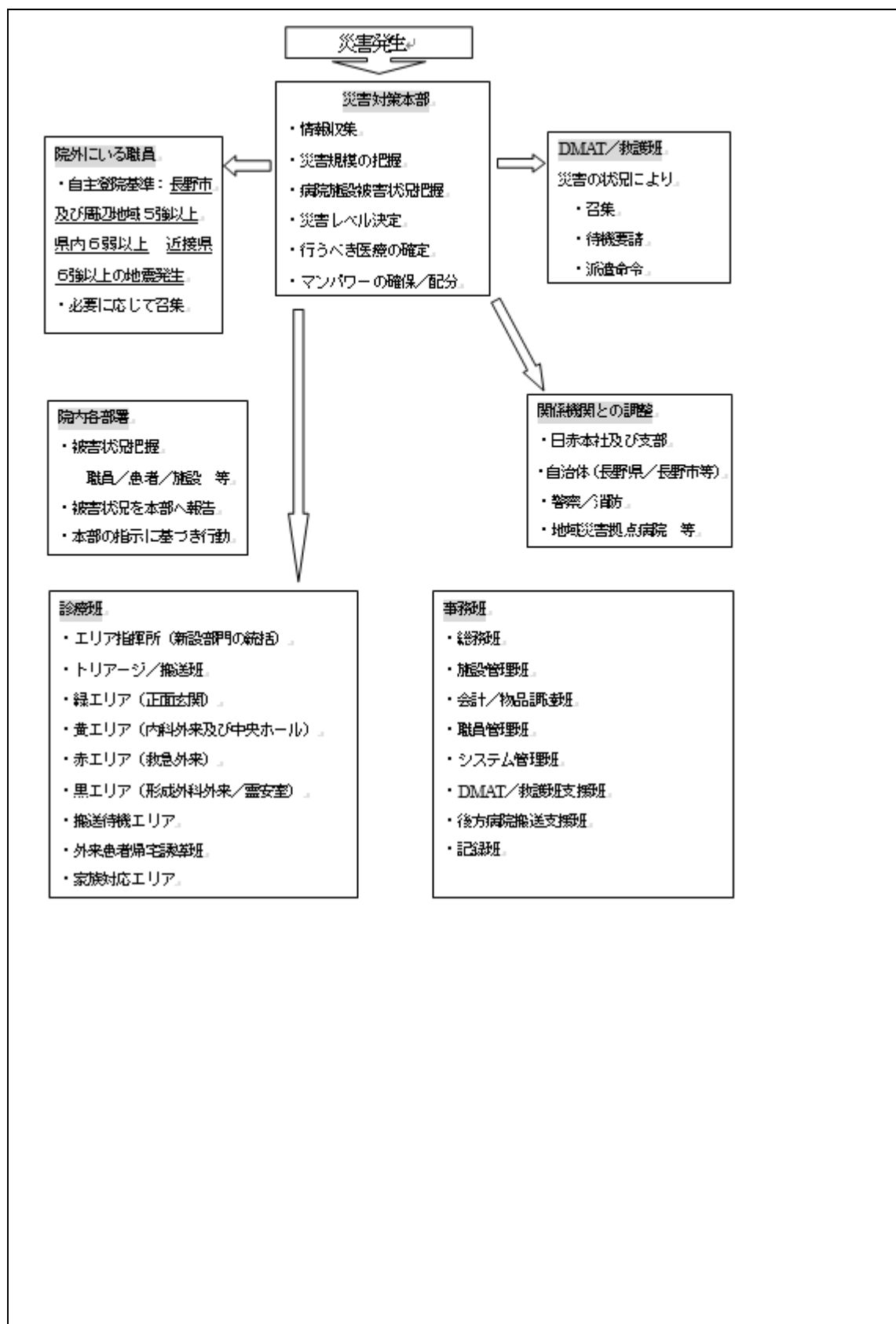
発生時の行動指針は下記の通りとする。

- ① 自身の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携、関係機関との連携
- ④ 情報発信



(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。



(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】			
震災発生時は、電話（連絡がつかない近距離利用者は訪問）で利用者の安否確認を行なう			
安否確認シート			
利用者氏名	安否確認	容態・状況	医療機関への搬送先
	無事・死亡・負傷・不明		
	無事・死亡・負傷・不明		

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】				
・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでエリアリーダーが点呼を行い、病院長に報告する。				
【自宅等】				
・自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①オクレンジャー②電話③災害用伝言ダイヤルで、病院に自身の安否情報を報告する。				
・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する				
氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 一部・問題無	無事・死傷有 ()	可能・不可能 ()

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

- 1、 震度強以上の揺れが発生した場合は、職員から病院に連絡をとり、30分以上連絡がとれない場合は、安全を確保しながら参集する。
- 2、 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集はしなくてよい。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	1 階 中央ホール	2 階 南新棟第一研修ホール
避難方法	災害レベルにより対策本部が決定する ・ 緑エリア（正面玄関） ・ 黄色エリア（内科外来及び中央ホール） ・ 赤エリア（救急外来） ・ 黒エリア（形成外科外来／霊安室） ・ 家族対応（脳外科外来） ・ 外来患者帰宅誘導班（中央ホール） トリアージし、各エリア毎にふりわけ責任者の指示を仰ぐ。	

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	信大工学部	にじいろキッズらいふ
避難方法	・ 安全に留意しながら外来患者帰宅誘導班及び緑エリアの誘導介助 ・ 車や落下物に注意する。	

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6 時間	発災後 1 日目	発災後 3 日目	発災後 7 日目
出勤率	出勤率 50%	出勤率 50%	出勤率 100%	出勤率 100%	出勤率 100%

ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員の安否 確認	利用者の電 話での安否 確認	優先順位の 高い利用者 のお宅訪問	優先順位の 高い利用者 のお宅訪問	ほぼ通常通 り

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
1 階居宅介護支援事業所	山田 自宅（徒歩約 1 時間）
	佐藤 長男アパート（徒歩 30 分）

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

日勤 二人で出勤 状況により交代で対応も検討（午前と午後など）

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

＜建物・設備の被害点検シート例＞

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	訪問車	運転可　／　運転不可	
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

情報発信にあたっては、院長を含む複数の管理者による合議を踏まえて行なう。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

なし

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

なし

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

（２） 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

なし

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害対策統括委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

7. 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

8. 居宅介護支援サービス固有事項

【平時からの対応】

○災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。

○緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。

○平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

○なお、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。

【災害が予想される場合の対応】

○訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

○また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整を行う。

（例）通所・訪問サービスについて、利用者が利用している事業所が、サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて他事業所の通所サービスや、訪問サービス等への変更を検討する。

○また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和4年3月2日	作成
令和4年10月4日	見直し
令和5年11月2日	見直し
令和6年7月3日	見直し